

# J R 東日本労働組合 「ふれあい共済制度」のご案内

「ふれあい共済制度」は、組合員自身が死亡された際、組合員の相互扶助＝「助け合い」を目的に、私たち東日本ユニオン自身が「遺族年金」としてつくりだした制度です。

組合員一人ひとりの加入が、自分自身と家族だけではなく、東日本ユニオン組合員や家族をも支える大きな力になるのです。

組合員のみなさんの積極的な加入をお願いします！

## 1. 「ふれあい共済制度」

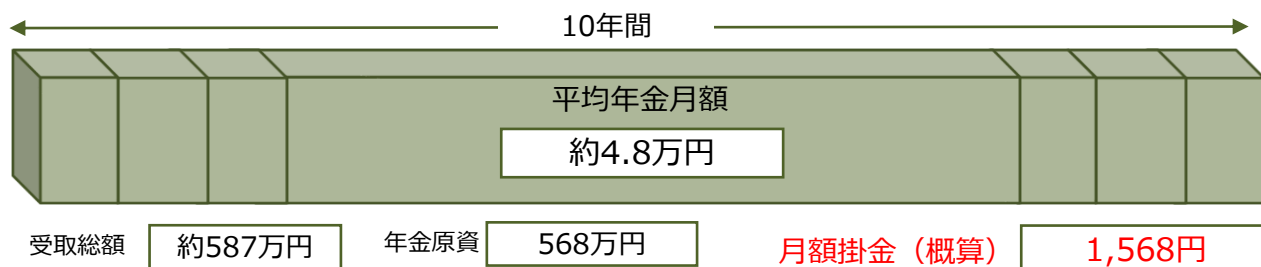
### <制度の特長>

- ① 組合員相互に助け合う制度
- ② 「配当金還付」で実質負担を軽減
- ③ 1年ごとにコースの見直しが可能



### 46歳男性（本人）の加入例

【5コース】加入 万一（死亡・高度障害）の場合



・本資料に記載のないコースは、パンフレットを参照ください。  
・記載の掛金には、保険料に加えて右記の制度運営費が含まれています。本人：188円  
・この保険は1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しする仕組みになっています。  
・配当金額は加入コースにより異なります。重病克服支援制度には配当金はありません。  
・記載の掛金は概算掛金であって正規掛金は申込締切後3カ月以内に算出し概算掛金と異なった場合は初回に遡って精算致します。  
・記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命の基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）で計算しています。実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。

申込締切日：2020年8月31日（月）

## 2. ご遺族の感謝の声

お役に立っています



夫がこの制度に加入していることを全く知りませんでした。今後、長期間にわたって年金を頂けることが分かり、将来の不安が軽くなりました。

組合員のみなさまの助け合いの気持ちに感謝しながら、いただいた年金を家族の生活費・こどもの学費として大事に使おうと思います。

本当にありがとうございました。

※引受保険会社のご遺族向けアンケートより抜粋(一部加工済み)

組合員の助け合いの気持ちが、ご遺族のお役にたっています。  
これからも相互扶助の輪を広げよう！

## 3. 「重病克服支援制度」

「重病克服支援制度」のみの加入はできません。  
「ふれあい共済制度」とセットで加入してください。

3大疾病に、4疾病を加えた7大疾病および上皮内新生物の治療費等をトータルサポートします。

主契約



特約

<無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)>

<7大疾病保障特約>

<がん・上皮内新生物保障特約>

3大疾病または、  
死亡・高度障害

悪性新生物(がん)<sup>(注1)</sup>・  
急性心筋梗塞・脳卒中

死亡・高度障害

3大疾病のいずれかで所定の状態(注3)に該当(悪性新生物(がん)は診断確定)された場合に、保険金をお支払いいたします。

7大疾病(3大疾病+4疾病)

重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患  
(高血圧性網膜症)  
慢性腎不全・肝硬変

主契約の3大疾病

7大疾病のいずれかで所定の状態(注3)に該当(悪性新生物(がん)は診断確定)された場合に、保険金をお支払いいたします。

悪性新生物(がん)・  
上皮内新生物

上皮内新生物

悪性新生物  
(がん)<sup>(注2)</sup>

悪性新生物(がん)・上皮内新生物と診断確定された場合に、保険金をお支払いいたします。

(注1)「悪性新生物(がん)」には、悪性黒色腫以外の皮膚がんや上皮内新生物を含みません。

(注2)「悪性新生物(がん)」には、悪性黒色腫以外の皮膚がんも含まれます。

(注3)「急性心筋梗塞」「脳卒中」の場合、「所定の状態」には「所定の手術を受けたとき」を含みます。

① 7大疾病保険金は主契約保険金の5割、がん・上皮内新生物保険金は主契約保険金の1割となります。

② 7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金のお支払いは、それぞれ1回のみです。

7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約は、それぞれ7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金が支払われた場合に消滅します。

特定疾病保険金、死亡保険金または高度障害保険金のいずれかが支払われた場合、主契約である無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)は消滅します。この場合、同時に7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約も消滅します。

※制度内容等詳細についてはパンフレットをご参照ください。

MY-A-20-LF-006013